

令和3年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業における  
研修実施要項

1. モデル事業実施施設の要件

- (1) 卒後臨床研修(レジデント・研修生)を行っている施設が望ましく、卒後臨床研修を行っていない場合はプログラムに基づき新人研修を行っていること。
- (2) 研修実施項目に基づいた研修カリキュラムを作成し研修が行えること。
- (3) 規模・機能等の異なる他の医療機関・薬局等の各1つ以上と連携して研修が行えることが望ましいが、連携が難しい場合は、他の医療機関・薬局等から研修生を受け入れること。
- (4) 研修総括薬剤師を1名選任すること。研修総括薬剤師は研修指導薬剤師と協力して自施設の研修カリキュラムの作成、施設内関係部門及び他の研修連携施設との調整、研修者の評価等を行うなど、本研修を総括すること。
- (5) 研修者は他の医療機関・薬局等に所属する者を含め選定することが望ましい。

2. 研修対象者について

- (1) 薬剤師としての実務経験が1年以内であること。
- (2) 研修開始時点において初期研修(主に調剤)を経験していることが望ましい。

3. モデル事業実施施設のスケジュール

令和3年10月上旬	・施設への決定通知
令和3年10月	・研修者および研修カリキュラムの確定等 ・令和3年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業特別委員会(以下、委員会)へ出席
令和3年11月1日(月) ～令和4年1月28日(金)	・研修の実施
令和4年2月	・研修者の評価 ・研修内容の評価 ・報告書の提出 ・全研修施設による研修報告会へ参加
令和4年3月	・委員会へ出席

4. モデル事業実施に係る費用

モデル事業の実施に要する費用については、本事業の経費(モデル事業実施施設における調整費(人件費も含む)、研修生への手当、備品の購入等に係る費用)として、1施設あたり上限310万円を支給予定です。